

## 第5章 景観重要建造物・樹木の指定の方針

### 1. 景観重要建造物・樹木の指定の考え方

景観重要建造物および樹木の制度は、良好な景観形成に資する重要な建造物（建築物及び工作物）と樹木を指定し、積極的に保全するものです。ただし、すでに文化財保護法に基づき、より厳しい現状変更の規制が課せられている国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物は景観法の指定の対象とはしません。

景観重要建造物または景観重要樹木に指定しようとする場合は、あらかじめ当該建造物および樹木の所有者の意見を聴取することになっています。指定について、所有者の同意が得られた建造物および樹木は、景観審議会の意見を聞いた上で、景観法に基づく「景観重要建造物」や「景観重要樹木」として指定します。

景観重要建造物または景観重要樹木に指定されることにより、所有者には適正な管理義務が課せられます。また、現状変更については、市長の許可を得た上で行うこととなります。ただし、現状変更の規制がかかることにより生じる損失については、市から補償されます。また、相続税についても、その評価において、利用上の制限の程度に応じた適正な評価がなされます。

### 2. 景観重要建造物の指定の方針

道路や公共の場所から望見することができ、次のいずれかに該当するものについて、所有者の意見を聞き、同意を得た上で、景観重要建造物として指定していきます。

- 地域の自然、歴史、文化などからみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、地域の特性を表現しているもの。もしくは景観形成に良好な影響を与えているもの
- 市民に親しまれ、地域のシンボリックな存在となっているもの
- 外観が伝統的様式や技法で構成され、地域の規範になっているもの
- 街角やアイストップに位置する等、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- 優れた意匠・デザインを有し、建造物としての価値が高いもの
- 再び造ることができないもの
- その他、地域の良好な景観形成に貢献している建造物等

### 3. 景観重要樹木の指定方針

道路や公共の場所から望見することができ、次のいずれかに該当するものについて、所有者の意見を聞き、同意を得た上で、景観重要樹木として指定していきます。

- 地域の自然、歴史、文化などからみて、樹木の外観が景観上の特徴を有し、地域の特性を表現しているもの。もしくは景観形成に良好な影響を与えているもの
- 市民に親しまれ、地域のシンボリックな存在となっているもの
- 街角やアイストップに位置する等、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- 品格や風格が備わり、優れた樹姿（樹高や樹形）のもの
- 社寺林や地域の骨格となる樹林などを構成する主たる樹木

## 第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項

### 1. 景観重要公共施設の指定に関する考え方

良好な景観形成を推進していく上で、行政が先導的な役割を果たすことが求められます。道路や河川、公園等の公共施設は地域景観の骨格や拠点となる重要な役割を担います。そのため、道路や河川といった公共施設の内、本市の景観形成上、大きな影響を及ぼす公共施設については、国や県等の関係機関と協議の上、景観重要公共施設として指定し、地域の景観形成にふさわしい整備を進めます。

なお、景観体験軸に設定した道路については、全て景観重要公共施設に指定候補とします。

#### 【景観重要公共施設に位置づけることが可能な施設】

- |               |                       |
|---------------|-----------------------|
| ○道路法による道路     | ○河川法による河川             |
| ○都市公園法による都市公園 | ○自然公園法による公園事業に係わる施設 等 |

### 2. 景観重要公共施設の景観形成方針

景観重要公共施設として位置づけられた施設の整備を行う際には、施設管理者との協議を行い、以下に示す景観形成方針との適合を図ることとします。また、整備にあたっては、国土交通省で事業分野別に策定されている以下のガイドラインを十分踏まえたものとします。

『景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案)』(平成17年/都市・地方整備局)

『道路デザイン指針(案)』(平成17年/道路局)

『河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」』(平成18年/河川局)

『砂防関係事業における景観形成ガイドライン』(平成19年/河川局)

景観重要公共施設	景観形成方針
<b>道路</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路内の施設については路線毎に統一感のあるものとし、沿道の景観と調和したデザインなどにより沿道と一体感のある道路景観の形成を図る。</li> <li>●車道及び歩道の仕上げや交通安全施設、標識等は、交通安全上必要不可欠な機能は保持した上で、華美なデザインを避け、沿道の建築物等が映える色彩とする。</li> <li>●幹線道路の沿道に多く掲出されている屋外広告物は、路線ごとに秩序のあるものとなるよう誘導を図る。</li> <li>●工作物の素材の選択に際しては、美しい経年変化やメンテナンスを考慮する。</li> <li>●光沢や反射性のある周囲から突出するような素材・色彩の使用は最小限に留める。</li> <li>●道路に沿った水路を活かした潤いのある公共空間をつくる。</li> <li>●電線類の地中化を推進する。また、地中化に伴い設置される地上機器は、位置・色彩について配慮するとともに、周辺を植栽等によって修景する。</li> <li>●法面等の緑化にあたっては、地域性を考慮し、外来種の使用を避ける。</li> </ul>

景観重要 公共施設	景観形成方針
<p><b>河川</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●その河川が本来有している自然環境の保全・創出を図る。</li> <li>●安全性を考慮しつつ、市民が身近に潤いや安らぎを感じられる親水性の高い空間の整備を行う。</li> <li>●周辺からの河川の見え方や、河川敷等からの周囲への眺望に配慮した整備を行う。</li> <li>●自然素材や伝統工法を用い、地域性が感じられる自然豊かな河川環境を創出する。</li> <li>●各河川の橋梁や、川沿いの各種施設との一体的な景観改善を行うことにより、景観軸としてより広がりを感じられる景観形成を図る。</li> </ul>
<p><b>公園</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緑豊かな公園の景観を形成するために、植栽や親水空間整備などを推進し、適切な維持・管理に努める。</li> <li>●安心・快適が感じられる景観を形成するため、ユニバーサルデザインに配慮した園路、休憩施設などの整備を推進する。</li> <li>●公園と地区とのつながりが感じられる景観を形成するため、公園の外周部の植栽や施設のデザイン等に配慮する。</li> <li>●工作物の設置にあたっては、自然素材の使用に努める。</li> <li>●素材の選択に際しては、美しい経年変化やメンテナンスを考慮する。</li> <li>●光沢や反射性のある周囲から突出するような素材・色彩の使用は、最小限に留める。</li> <li>●周辺環境やデザインに配慮した案内板等の設置を行う。</li> </ul>